

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたものです。

はがきや手紙などの信書の送達の事業について、民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律」が平成15年4月に施行されて以来、5年あまりが経過しました。信書便事業への参入事業者は平成19年度末現在で253者を数え、取扱通数も毎年着実に増加するなど、信書便事業は社会の中で確実に広がりを見せています。

信書便市場においては、巡回集配サービスやバイクなどによる急送サービス、慶弔メッセージカードの配達サービスをはじめ、利用者のニーズを踏まえたきめの細かい様々なサービスが提供されています。また、警備業者や福祉事業者など、運送事業を本業としない事業者の参入が見られるなど、サービスの提供主体にも広がりが生じています。

本年報では、こうした信書便事業の現況について、説明やデータに加え、代表的なサービスの流れや実際の利用者・事業者からの話などのトピックを織り交ぜながら紹介しています。また、信書便制度の周知や個人情報保護の推進など信書便事業に関する総務省の取組や、信書便事業の開始手続などについても、これまで以上に分かりやすい形で掲載しております。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成20年9月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課





contents

はじめに

本編




第1章 信書便事業の現況

2 第1節 信書便事業とは

- 2 1 「信書」とは
- 3 2 信書便事業の種類
- 4 3 主な信書便サービス
 - 4 (1) 巡回集配サービス
 - 5 (2) 定期集配サービス
 - 6  利用者の声 ①
 - 7  利用者の声 ②
 - 8 (3) ビジネス文書の急送サービス
 - 9  事業者の声 ①
 - 10 (4) メッセージカードの配達サービス
 - 11  事業者の声 ②
 - 12 (5) 高セキュリティサービス
 - 13  事業者の声 ③




14 第2節 信書便事業の現況


- 14 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- 15  公文書集配業務の信書便事業者への委託状況
- 16 2 参入事業者の経営形態と規模
- 17  貨物運送事業以外の分野からの参入例
- 18 3 提供区域別及び本社所在地別の参入状況
- 19 4 引受通数の推移
- 20 5 売上高の推移
- 21  信書便サービスの利用を決めた理由と効果・成果

第2章 信書便事業に関する総務省の取組



24 第1節 信書便事業説明会の実施

- 25  「信書」の取扱いについて知ったきっかけ

26 第2節 他人の信書の送達に関する適法性の確保

- 27  請求書はメール便で送れるの？ ～信書の送達に関するQ & A～

28 第3節 個人情報保護の推進

- 29  個人情報の保護に関する事業者の取組例
- 30  地域における信書便



第3章 民間参入の沿革と今後の動向

38 第1節 信書便法が制定されるまで


39  郵便事業の沿革

40 第2節 信書便事業に参入するには

- 40 1 事業を開始するまでの流れ
- 41 2 事業の実施に関する許認可の基準
- 42 3 事業開始後の遵守事項
- 43 4 事後的な監督



44 第3節 郵便・信書便制度の見直しの状況

- 44 1 「郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会」の開催
- 45 2 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」の開催
- 46  諸外国における民間参入の動向

資料編

49 資料1 信書に該当する文書に関する指針

55 資料2 民間事業者による信書の送達に関する法律

67 資料3 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則

83 信書便に関するお問い合わせ先



凡 例

■ 文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年7月31日法律第99号)
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年1月24日総務省令第27号)

法令等の内容は、平成20年3月31日現在です。